

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第119号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

建物の老朽化等により霧島市青少年の家の公の施設としての使用を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。